

## 那賀町障害者活躍推進計画

機関名	那賀町役場
任命権者	那賀町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
那賀町における障害者雇用に関する課題	<p>那賀町においては、平成30年において過去に行った障害者任免状況通報の内容について再点検を行ったところ、算定の基礎となる職員数の範囲に誤りがあり、法定雇用率が未達成であったことが判明した。このため令和元年～2年を計画期間とする障害者採用計画を作成するとともに、積極的な採用活動を行っているところであるが、令和元年12月31日時点においては法定雇用率を達成するに至っていない。</p> <p>また、令和3年4月までに地方自治体の法定雇用率が2.6%に引き上げられる予定である。</p> <p>法定雇用率を達成するために継続して採用を行うと共に、障害者である職員の活躍のためには、同一の職場に長期に定着できるよう、相談窓口等サポート体制を整える必要がある。また、その障害特性や個性に応じた能力を最大限に発揮できるよう、職種や業務内容の拡充など、更なる体制整備や各種取り組み、誰もが働きやすい環境づくりを進めることが必要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p><b>【実雇用率】</b>（隔年6月1日時点） （各年度） 当該年6月1日時点の法定雇用率達成 （参 考） 令和元年6月1日時点の実雇用率 2.01% <b>【評価方法】</b> 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。 <b>【評価方法】</b> 毎年の任免状況通報のタイミングで、毎年度採用者の定着状況を把握・進捗管理</p>
取組内容	
1.障害者の活躍を推進する体制整備	
<p>雇用推進者は総務課長を選任する。</p> <p>組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。</p>	
2.障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	
<p>身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、町総務課及び労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出に努める。また、現に勤務する障害者や採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務整理表やアンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。</p>	

### 3.障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

相談窓口で相談を受けるほか、人事評価（期首及び期末面談、自己申告書）等を通じて、障害者である職員が必要とする配慮を把握することとし、その結果を踏まえ、合理的な配慮の範囲内で必要な措置を講じるよう努める。

障害者が配属されている部署の職員は、その立場により知りえた障害者の情報を漏らさぬよう厳重に取り扱う。

### 4.その他

各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。

## 那賀町障害者活躍推進計画

機関名	那賀町議会事務局
任命権者	那賀町議会議長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
那賀町における障害者雇用に関する課題	<p>那賀町議会事務局は、職員数の少ない部局であり、障害者任免状況通報の対象となっていない。また、那賀町より職員が出向されるため、那賀町議会として職員採用事務を行うことはない。</p> <p>しかしながら、障害者の積極的な採用が実現するよう町長部局に働きかけをする必要がある。</p>
目標	
①採用に関する目標	職員については、町からの出向職員で構成されており、独自の職員募集・採用は行っていないため、目標の設定はできない。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1.障害者の活躍を推進する体制整備	
<p>職員は町からの出向職員で構成されているため、独自の職員募集・採用は行っていないことから、雇用推進者は町長部局と同一の総務課長を選任する。</p> <p>職員が中途障害者となった場合や障害者である職員が配置された場合、相談窓口を設定する。</p>	
2.障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	
<p>身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、町総務課及び労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出に努める。</p>	
3.障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
<p>相談窓口で相談を受けるほか、人事評価（期首及び期末面談、自己申告書）等を通じて、障害者である職員が必要とする配慮を把握することとし、その結果を踏まえ、合理的な配慮の範囲内で必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>障害者が配属されている部署の職員は、その立場により知りえた障害者の情報を漏らさぬよう厳重に取り扱う。</p>	
4.その他	
<p>各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。</p>	

## 那賀町障害者活躍推進計画

機関名	那賀町監査委員事務局
任命権者	那賀町監査委員
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
那賀町における障害者雇用に関する課題	<p>那賀町監査委員事務局は、職員数の少ない部局であり、障害者任免状況通報の対象となっていない。また、那賀町より職員が出向されるため、那賀町監査委員事務局として職員採用事務を行うことはない。</p> <p>しかしながら、障害者の積極的な採用が実現するよう町長部局に働きかけをする必要がある。</p>
目標	
①採用に関する目標	職員については、町からの出向職員で構成されており、独自の職員募集・採用は行っていないため、目標の設定はできない。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1.障害者の活躍を推進する体制整備	
<p>職員は町からの出向職員で構成されているため、独自の職員募集・採用は行っていないことから、雇用推進者は町長部局と同一の総務課長を選任する。</p> <p>職員が中途障害者となった場合や障害者である職員が配置された場合、相談窓口を設定する。</p>	
2.障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	
<p>身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、町総務課及び労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出に努める。</p>	
3.障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
<p>相談窓口で相談を受けるほか、人事評価（期首及び期末面談、自己申告書）等を通じて、障害者である職員が必要とする配慮を把握することとし、その結果を踏まえ、合理的な配慮の範囲内で必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>障害者が配属されている部署の職員は、その立場により知りえた障害者の情報を漏らさぬよう厳重に取り扱う。</p>	
4.その他	
<p>各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。</p>	

## 那賀町障害者活躍推進計画

機関名	那賀町教育委員会
任命権者	那賀町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
那賀町における障害者雇用に関する課題	<p>那賀町教育委員会は、職員数の少ない部局であり、那賀町より職員が出向されるため、那賀町教育委員会として職員採用事務を行うことはない。</p> <p>しかしながら、障害者の積極的な採用が実現するよう町長部局に働きかけをする必要がある。</p>
目標	
①採用に関する目標	職員については、町からの出向職員で構成されており、独自の職員募集・採用は行っていないため、目標の設定はできない。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1.障害者の活躍を推進する体制整備	
<p>職員は町からの出向職員で構成されているため、独自の職員募集・採用は行っていないことから、雇用推進者は町長部局と同一の総務課長を選任する。</p> <p>職員が中途障害者となった場合や障害者である職員が配置された場合、相談窓口を設定する。</p>	
2.障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	
<p>身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、町総務課及び労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出に努める。</p>	
3.障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
<p>相談窓口で相談を受けるほか、人事評価（期首及び期末面談、自己申告書）等を通じて、障害者である職員が必要とする配慮を把握することとし、その結果を踏まえ、合理的な配慮の範囲内で必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>障害者が配属されている部署の職員は、その立場により知りえた障害者の情報を漏らさぬよう厳重に取り扱う。</p>	
4.その他	
<p>各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。</p>	

## 那賀町障害者活躍推進計画

機関名	那賀町消防本部
任命権者	那賀町消防長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
那賀町における障害者雇用に関する課題	<p>那賀町消防本部は令和2年6月1日時点で職員数33名の機関であるが、そのほとんどが障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に規定する除外職員である消防吏員で構成されている。また、那賀町より職員が出向されるため、那賀町消防本部として職員採用事務を行うことはない。</p> <p>しかしながら、障害者の積極的な採用が実現するよう町長部局に働きかけをする必要がある。</p>
目標	
①採用に関する目標	職員については、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に規定する除外職員である消防吏員がほとんどである。また町からの出向職員で構成されており、独自の職員募集・採用は行っていないため、目標の設定はできない。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1.障害者の活躍を推進する体制整備	
<p>職員は町からの出向職員で構成されているため、独自の職員募集・採用は行っていないことから、雇用推進者は町長部局と同一の総務課長を選任する。</p> <p>職員が中途障害者となった場合や障害者である職員が配置された場合、相談窓口を設定する。</p>	
2.障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	
<p>身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、町総務課及び労働局に相談しつつ、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、負担なく遂行できる職務の選定及び創出に努める。</p>	
3.障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
<p>相談窓口で相談を受けるほか、人事評価（期首及び期末面談、自己申告書）等を通じて、障害者である職員が必要とする配慮を把握することとし、その結果を踏まえ、合理的な配慮の範囲内で必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>障害者が配属されている部署の職員は、その立場により知りえた障害者の情報を漏らさぬよう厳重に取り扱う。</p>	
4.その他	
各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。	